第6章 1970年代の熊大

第1節 70年代の管理運営

1. 黒田学長時代

(1) 六反田学長の辞任と黒田学長の選出

昭和45年に入り、学内情勢もやや落ちつきを見せてきた。3月初旬には45年度の入試も平穏に行われ、25日には44年度の卒業式が、そして4月11日には45年度の入学式が、それぞれ2年ぶりに挙行された。しかし、3月28日大学は生協に対し4月1日からの食堂、書籍部などの施設使用の禁止と退去を通告したことから、4月以降生協関連のトラブルが継続的に起ることになった。4月16日の学校福祉協会に経営させたSTセンターに反対する抗議妨害をはじめ、同22日・5月9日・6月4日と生協関係の集会やデモが相次いで行われ、その都度機動隊との衝突や学生の逮捕がくり返された。その間第1次の学生処分やヴェトナム戦争拡大反対のデモやスト、セクト間の抗争などもあり、騒然たる情況が続くなかで、六反田学長は健康上の理由で辞意を表明し、8月31日付で黒田正巳工学部長が学長事務取扱に就任した。

後任学長の選挙は、一部学生の反対デモの中で、11月10日機動隊の警備のもとで行われた。 そして、黒田学長事務取扱が高野巽教養部長をおさえて当選、11月20日第5代学長に就任した。当時すでに改革委員会が活動をはじめ、学長選挙規則を改正するための検討にはいっていたが、未だ成案を得るにいたらず今回の選挙は従来の規則によって行われたものであった。

(2) 黒田学長の下における管理運営

45年12月23日,大学は法的な手段によって生協の学内退去を実現するため、学生会館食堂その他の明けわたしを要求する民事訴訟を起す一方、生協食堂に代る北地区食堂(学校福祉協会経営)の開設を急いだ。同食堂は46年2月8日,生協関係者やこれに同調する学生の抗議行動で機動隊が出動するという騒ぎの中で営業を開始した。以来同食堂はしばしば生協関係者による抗議妨害を受けた。

こうして46年度の入試は機動隊の警備のなかで実施された。大学は広報委員会を設け(2月 25日)新入生に生協問題に関する広報を出して事態の説明をはかることにした。以来この種の 広報は54年度まで毎年配付されてきた。

熊本地裁における裁判は、46年7月8日には第1回口頭弁論が開かれ、47年2月10日の第4回までに大学側の提訴した内容について争点の整理が行われ、6月8日の第5回より大学側の立証,48年1月22日の第9回より生協側の立証が行われた。そののち水俣病関係の裁判のため口頭弁論は一時延期となり、50年10月2日にようやく結審し、51年度には判決が下されることになった。この間学内においては、裁判と連動しつつ「生協解体攻撃粉砕」の抗議行動が、他大学生協の応援も得て断続的にくり返された。

黒田学長の下で評議会がとりくんだ大きな問題は、第1期の改革委員会が答申した教育課程と教育体制の改革及び学長選考制度の改革(後掲改革委員会の項参照)の具体化であった。前者については48年3月全学教育委員会を学長裁定で発足させ、答申にあった一般教養課程と専門課程の相互乗入れをはかるくさび型教育の検討をはじめた(後掲教育委員会の項参照)。学長選考規則については、48年9月の第295回評議会以来継続的に審議が重ねられた。問題点は改革委の答申にあった助手・事務職員・附属学校教官の取扱いであった。このうち事務職員の参加については事務当局の意向でまず除かれ、附属学校教官については、推薦委員の選出権のみをもつのが適当とされた。助手についてはもっぱら部局間の人数のアンバランスが問題となり、一次選挙のみ選挙権が与えられることになった。こうしてようやく49年7月学長選挙規則の改正が実現し、この年10月の選挙から適用されることになった。

一方部局長の選考方法の改正については、かなり迅速にことがはこばれた。45年12月、医学部から助手を第1次選挙に参加させたいという要望が出され、改革委員会への諮問を経て、46年2月25日に従来の選考基準第5条有権者の規定に、「ただし、必要に応じ当該学部教授会の定めるところにより助手を加えることができる」を追加することが正式に決定された。3月5日医学部はこの新しい基準を適用し、第1次選挙に助手の参加を認めて学部長選挙を実施した。なお医学部と併行し体質医学研究所長の選考についても同じく2月25日付で規則改正が行われた。

図書館長の選考についても、46年4月30日の館長の任期満了に伴う改選に向けて改革委員会で検討され、その「見解」を受けて、従来必ずしも図書館協議会の選挙によらず、しかも候補者を特定範囲に限定して選出していたのを改めることになった。そして3月18日、図書館協議会での選挙と協議会の議を経て、福井武弘工学部教授が館長に再選された。

昭和40年代後半は、水俣病はじめ公害問題が大きな社会問題となった時期である。当時化学工場等における汚水処理の不十分さがしばしば話題となっていた。当然、少量とはいえ大学の研究や実験にともなう廃液の処理についても万全を期する必要が意識され、48年5月熊本大学廃液処理委員会が発足することになった。

そのほか黒田学長時代には、教職員・学生の健康管理のため48年4月保健管理センターが発足し、49年4月には後に総合運動場が建設される市内大江町渡鹿の熊本電波工業高等専門学校の跡地約4万平方メートルが本学の所有となったほか、医療技術短期大学部設置準備委員会も活動を開始した。

また黒田学長は、本学が昭和54年をもって開学30年を迎えることから熊本大学30年史の刊行を発議し、49年編集準備委員会を発足させた。

黒田学長時代は、のちに述べるように附属図書館の新築をはじめ建物・施設の拡充がすすみ、大学院文学研究科・法学研究科の発足、工学部環境建設工学科の新設その他各学部の講座・学科目の増設など組織の拡充も相次いだ。当然キャンパス問題が重要な事項となって来た。学長は将来のキャンパス問題を考えるため、人文系・非生物理系・生物系各若干名からなる将来構想委員会を設けた。しかし、それが学長の私的諮問委員会にすぎなかったこともあって、実

りある成果をあげることはできず、改革委員会との関係にも若干の疑義があって、黒田学長の 退任とともに本委員会も解消した。

2. 岳中学長時代

(1) 学長選挙

黒田学長の任期満了に伴う後任学長の選挙は、49年10月16日実施された。改正規則による第1回の学長選挙であった。新規則で助手に第1次選挙の投票権が認められたので、第1次の有権者数は713名となり、前回の393名に比べ大幅に増加した。第1次選挙の結果、岡村一郎医学部教授、黒田正巳学長、岳中典男医学部教授が2次選挙の候補者となり、さらに黒田・岳中両教授の決戦投票の結果、岳中教授が第6代の学長に選出され、11月20日学長に就任した。4年後岳中学長の任期満了に伴う学長選挙は、53年10月17日に実施された。第1次選挙の結果、岳中学長・林秀男医学部教授・本里義明工学部教授が2次選挙の候補者となり、結局岳中学長が再選され、さらに2年間学長職をつとめることになった。

(2) 岳中学長の下における管理運営

岳中学長時代においても、依然管理運営上の最大の問題は生協問題であった。岳中学長就任後約1年を経て50年10月2日生協裁判は決審し、51年春に判決がいいわたされることになった。判決に向け50年12月から翌51年3月にかけ、学内は騒然とした情況が続いた。12月10日の生協支援集会で学生3人が逮捕されたのにつづいて、生協専従理事が逮捕されるという事態も起り、抗議行動がくり返された。大学は判決に対処するため、12月22日評議会内に臨時特別委員会(臨特委・委員長松山公一工学部教授)を設けた。

大学内外の注目のもと、51年3月29日、熊本地方裁判所は、生協設立時の了解事項や確認事項に法的効力を認め、生協側に水光費の支払義務があるとしたが、食堂、売店などの生協主力施設に対する大学側の立ち退き請求を却下した。

判決理由の中で糟屋裁判長は、「大学側は管理面を重視し、生協と大学の協調性や生協の果たしてきた実績、役割を軽視した」とし、「食堂、売店などの立ち退き請求は、社会通念においても著く妥当性を欠き、権利の乱用で違法、無効といわねばならない」と述べている。

しかし、生協側のすべての主張や行動が容認されたわけではなかった。判決は「限度を越えた交渉の姿勢と公開交渉方式に固執する被告の非協力的態度」などの表現で、生協側の言動にも反省と法人としての責任と自覚を促した。

4月1日,生協側は第1審で勝訴したとして,大学側に対して,話し合いに応じてほしいと文書で申し入れた。大学側は控訴期限である4月12日,「1審判決は生協の実績,役割を不当に高く評価しており,事実認定にも不満な点が多い」として,福岡高裁に控訴した。生協側も敗訴部分について附帯控訴を行った。生協からの申し出による話し合については,条件さえ整えば応じてよいとの意向を示し,その後何回かの会談が生協と臨特委の間でもたれた。

これに先立ち、1審判決で認められた学館ロビー、談話室の明け渡しなどについても、生協側に重大な秩序違反がない限り、直ちに執行する考えはない、との大学側の態度が示された。 現在まで生協は学内において営業を続けているが、生協裁判は福岡高裁において継続中である。(注)

注 その後昭和55年1月31日の第15回口頭弁論の席上、裁判長から和解勧告があり、大学・生協双方と もこれを受諾した。

この期間、紛争以来長期にわたって懸案となっていた2つの問題が一応の解決を見た。1つは学生会館の管理運営の正常化である。学生会館のうち生協使用部分以外の各集会室は紛争以来、事実上一部の学生諸団体によって占有され、大学の管理が行き届き難く著るしく荒廃していた。大学は度々その改善を意図したが、容易に実現をみなかった。53年度にいたり、東京大学をはじめ各大学の国有財産管理の改善について国会でもとり上げられるにいたり、本学では係争分(生協使用部分)以外の補修工事を行う方針をたてた。学生部長は関係学生諸団体と折衝を続けたが、話し合いがつかず、8月24日全学教職員の協力で不法占有部分の強制撤去を行った。その際かなり激しい学生の抵抗があり、その後も妨害が予想されたので、9月20日まで教職員が警備するなかで補修工事がすすめられた。そして10月にはほぼ正常な使用状態にもどすことが出来た。

第2は学寮の問題である。小磧の学生寮、工学部の工友寮はいずれも老朽化し、京町の女子寮は附属中学との関係で移転を迫られていた。そこで昭和47年以来新寮建設計画がもち上ったが、入退寮者選考権と経済上の負担区分についての寮生との話し合いがつかず数年にわたり難行したが、53年3月に一応の諒解点に達し、54年度に小磧に新寮が建設されることになった。

1970年代のなかばから大学が本格的にとり組むようになった問題に同和教育がある。昭和44年の同和対策事業特別措置法の制定以来,同和教育は学校教育・社会教育両面にわたり積極的に推進されることになった。そして初等教育や中等教育における同和教育の定着をふまえて,大学における同和教育への取りくみが特に問題にされるにいたったのである。本学でも昭和48年度から教員養成にあたる教育学部において同和教育の講義が開設されたのをはじめ,教職員の同和問題への認識を深めるため資料の配付などを行って来たが,岳中学長就任後の50年5月,全学的にこの問題にとり組むため熊本大学同和問題委員会が発足した。以来,同委員会を中心に教職員に対する研修や資料の配付,同和教育の具体的実施方法の検討が継続的に行われている。

50年6月27日には教職員を対象とする黒髪地区の第1回研修会が開かれ、松本雅明法文学部長の部落の歴史についての講演と映画「大地の夜明け」が上映された。9月6日には盛田嘉徳大阪教育大学教授を招き、「国民的課題としての同和問題とその実践」と題する研修講演を実施した。また11月熊本で行われた第27回全国同和教育研究大会を後援し、本学からも相当数の教職員がこれに参加した。

54年3月16日にはふたたび盛田嘉徳大阪教育大学名誉教授を招き、「同和問題解決のために」

と題して特別講演を実施した。

岳中学長時代における全学的な教育体制上の最大の問題は、いわゆる「くさび型教育」の実施と入試制度の改革であった。前者は改革委員会の答申にもとづき設けられた全学教育委員会 (くさび型委員会)の審議を経て、51年度から1年次に専門科目を、3年次に一般教育 科目及び外国語科目を週1回相互乗入れの形で履修することになった。その実施のための学則等の大幅な改正が51年1月の341回評議会で承認された。くさび型教育は一般教育と専門教育は大学教育における車の両輪であり、並行して行わるべきものであるという趣旨から実施されることになったのであるが、実施後3年にしてその理念の正当性をみとめつつも、時間割編成などいくつかの困難な問題に逢着している。

次に入試制度の改革は、国立大学協会の積極的な推進によって、いよいよ昭和54年度の入学 試験から実施されることになった。入試センターによる共通1次試験と各大学における第2次 試験による総合判定によって合否を決定するという全く新しい制度である。そのため53年4 月、熊本大学主管共通1次試験実施委員会規則が制定され、5月2日委員会が発足した。新制 度による入学試験は54年1月13・14の両日に共通第1次試験が、3月4・5の両日各学部にお ける第2次試験が実施された。

さいごに岳中学長時代に特筆すべきは、医療短大の設立と法文分離であろう。医療短大の設立は黒田学長時代にすでに計画され、昭和49年すでに50年度からの設置をめざし概算要求を出していたのであるが、種々の事情で1年おくれ、医療技術短期大学部が正式に発足したのは51年10月1日であった。

一方、法・文の分離独立は、本学発足以来の古くて新しい課題であった。それが長年の関係者の努力と文系学部の拡充という高等教育計画の展開のなかで実現し、開学以来30年、岡山、金沢などの諸大学にさきだち54年4月1日付をもって、文学部・法学部として分離発足することになったのである。

3. 各種委員会の活動

(1) 改革委員会

紛争後、もっとも積極的な活動をし重要な役割をはたしたのは改革委員会であった。六反田 学長の下で45年6月1日発足した第1期改革委員会は、実に2年間に57回という精力的審議を 行い、学長選考制度及び教育課程と教育体制について、改革の方向付を行った。

学長選行制度の検討:この時点の学長選考規則は、昭和28年4月28日付で施行されたもので、以後5回にわたって部分的な改正が行われたが、大筋は変わっていなかった。その要点は、(1)各学部・教養部より選出された各3名及び体質医学研究所1名の計22名の教授で構成される推薦委員会が、2回の投票により5名の学長候補適任者を選出し、(2)これについて本学専任の教授、助教授および講師が投票を行い、多数決により当選者を決定する、というものであ

った。

しかし、この方式については次のような問題点が起っていた。(1)有権者の範囲に助手や養護教諭養成所教官、附属学校教官、大学職員が含まれておらず、これに加えて学生の参加についても検討する時期にきている。(2)推薦委員会のメンバーが、現行では教授に限定されているため学内各層の声を充分に反映しておらず、任意推薦制を導入するべきだという意見が出ており、また推薦委の第2回投票は票数が少ないため票が読まれるという弊害がある。(3)現行では、学長退任後の処遇について規定がないため、壮令の学長を選ぶことは事実上不可能である。

改革委員会では、これらの反省点を踏まえて改正案を検討し、45年12月14日発行の『熊本大学改革委員会広報第1号』において、その大筋と問題点を公表した。

まず、有権者の範囲についてみると、学生の参加は本学においては学生の自治組織が確立していないという事情と、上から与えられた選挙権では極端に投票率が低いという他大学の実情とによって、今後の検討にまつこととした。養護教諭養成所(養教)の教官は学部教官に準じて扱うべきであろうとし、附属学校教官は制度上養教とは異なるとした。職員については、大学という構成体において職員が果たすべき機能は教官層とはおのずから異なり、同等の資格で職員参加を考えることは現実的でないとした。助手については、専任講師以上の教官と区別する理由は認め難いとしながらも、助手参加を困難にしている最大の理由は、助手の学部間における数の不均衡であるとし、この問題を調整することはきわめて困難であるとした。

次に、選挙の段階と方式について、まず推薦段階では任意推薦、推薦委員会、単純直接選考という形があり、選挙段階では予備選挙と本選挙の形があるとし、この形態を組み合わせて次の6つの選挙方式、(1)現行方式、(2)代表者方式、(3)教官全員・職員代表方式、(4)単純直接選挙方式、(5)任意推薦・拡大推薦委員会方式、(6)予備選挙・推薦委員会方式、が考えられるとした。改革委員会では、この後全学にアンケートを配付して意見を聴取し、翌46年5月7日発行の『改革委員会広報第3号』にその結果を発表した。それによると、現行の規則は、(1)推薦委員会の拡大、(2)本選挙の有権者の拡大という点において改正されることが強く望まれている、と結

改革委員会では、このアンケートの結果に基いて学長選挙制度についての答申案を作成し、 46年7月7日学長宛に提出した。結論部分は次の通りである。

選挙有権者の範囲については、有権者の範囲を拡大するべきである。

論づけられたのである。

助手は、全員が選挙に参加、養護教諭養成所の教官は、大学の教官に準じて選挙に参加、附属学校教官は、学校ごとに投票によって互選された代表者が選挙に参加(学校ごとの代表者数については、例えば**別表 1** の比率が考えられる。),教官を除く常勤の職員(以下「職員」という。)は、部局ごとに投票によって互選された代表者が選挙に参加(部局ごとの代表者数については、例えば**別表 2** の比率が考えられる。)し、学長も選挙に参加する。

選考の段階と方式については、現行の推せん委員会を拡大し、これによって学長候補適任者を推せんして、選挙を行なうべきである。

推せん委員会は、委員の資格を大学の専任の教授、助教授、講師および助手に拡大し、またその人数を各学部および教養部各10人、体質医学研究所4人、計74人に拡大して、この推せん委員会が、5人の学長候補適任者を選出する。

なお,選挙管理委員会は,選出された5人の学長候補適任者の経歴,所信などを掲載する選挙公報を全有権者に配布し,選挙は、学長,助手,養護教諭養成所教官,附属学校教官代表者,職員代表者および現有権者の投票によって行なう。

本委員会は、このような点について本学の現行の学長選考規則が改正されるよう、「学長選考に関する検討の経過について」および『参考資料(別冊)』を添付して、ここに以上のように答申するものである。

別表 1

学校ごとの代表者数

所属教官数に10分の3を乗じた数

別表 2

所属職員数が50人まで 所属職員数が51人より100人まで 所属職員数が101人より200人まで 所属職員数が201人より400人まで 所属職員数が401人以上 職員数に10分の2を乗じた数

50人を超える職員数に10分の1 を乗じた数に10を加える100人を超える職員数に20分の1 を乗じた数に15 を 加える200人を超える職員数に40分の1 を乗じた数に20 を 加える400人を超える職員数に80分の1 を乗じた数に25 を 加える

学部長および図書館長選考方法の検討:学長選考規則改正案のアンケート調査 結果 を 待つ間,改革委員会では引き続き学部長及び部局長の選挙のあり方について討議が進められた。しかしこの間,一部の部局では任期満了に伴う学部長などの改選が迫り,当該部局から学長宛に選考手続の改善について要望書が提出されるという事情があり,改革委員会ではこの問題に関して中間報告の形で「見解」を出すことになった。

まず、学部長選考については、45年12月21日医学部長より学長宛に、医学部では助手の職責上の特殊事情もあり、第1次選挙には助手の参加が望ましいので、選考基準の改正を願いたい、という要望書が提出された。これにつき学長より諮問を受けた改革委員会では、討議の結果46年1月28日、次のような主旨の見解を学長宛に提出した。

本委員会は各学部において必要とされる改革をすみやかに具体化するためにも、また過半の国立大学が学部長選考に関する全学的な基準を定めていない実情からも、本学の学部長選考基準は差し支えない範囲の最小限のものとし、各学部が教育公務員特例法の趣旨に反しないことを考慮に入れながら、その裁量において学部長の選考を実施することが、当面の本学の現状においては望ましいものであろうと考える。

この見解を受けて評議会は直ちに学部長選考基準の一部改正に着手し、2月25日同基準第5条有権者の規定に「ただし、必要に応じ当該学部教授会の定めるところにより助手を加えることができる」という一節を追加することが正式に決定された。

また同委員会は図書館長選考についても、46年4月30日の任期満了に伴う改選にそなえて、2月から3月にかけて集中審議を行った。

現行の規則によれば,図書館長は学長が図書館協議会及び協議会にはかって選考するとなっ

ていたが、(1)従来それが必ずしも選挙によっていない、(2)候補者を特定の範囲に限定して出す という了解があった、(3)2年の任期の再検討、という問題点が指摘された。

これについて改革委員会は、46年3月9日次のような見解を学長宛に提出した。

本学における図書館長選考も、当面、運用面で疑義が生じないよう図書館協議会の選挙によることを明確にする必要があると考えられます。

また、館長は適任者であれば特定の学部、学科に限定されることなく全学的に選ばれるべきでありますが、従来、この点に関しては、各部局間の了解にかなりの差異があり、これが館長選考について 疑義を生んできたことが反省されます。

いうまでもなく、今日は、図書館長の職務にますます専門的な見解が要求されるのであって、本学における館長の任期2年を、他の多くの大学におけるように3年に延長することの是非についても再検討すべき時期に来ていると思われます。

この趣旨を受けて3月18日の図書館長の改選では、図書館協議会での選挙と協議会の議を経て、福井武弘工学部教授が再選された。

教育課程と教育体制の検討:改革委員会では、準備委員会答申に示された具体的問題、すなわち(1)大学教育のあり方、(2)本学における教育の方向、(3)本学における一般教育のあり方、(4)専門教育のあり方、(5)大学院教育、(6)卒後教育及び社会教育、(7)入学者選抜のあり方、(8)教育組織と体制、(9)教育施設、(10)その他、などについて遂次検討を進めていくことになった。

47年4月15日『改革委員会広報第4号』において、特に全学的関心が寄せられなければならないものとして、一般教育課程についての資料をまず公表した。この中で改革委員会は、中教審答申と国大協見解において最も基本的な争点となった研究と教育分離の可否について、不可分であるという基本的見解を示した。そして同年5月「教育課程と教育体制について」次の答申(本文のみ掲載)を行った。

教育課程と教育体制について

今日の大学に期待される教育課程と教育体制のあり方を求める問題は、一方、大学の理念へ立ち返っての検討を必要とするとともに、他方においては、将来に向けての洞察と構想を必要とする課題である。

本学は、複数の学部と大学院、教養部、研究所などから構成された総合大学として教育と研究をすすめてきているが、各学部の教育・研究の領域、目標などには、異なる点も多く、その機能を十分に発揮する上の難点も少なくない。しかし、新制大学として成長の過程にある本学においては、これをもつて、ただちに学部の改組の方向を考えるべきではなく、むしろ、学部の自主性を尊重しつつ、総合大学としての充実をはかるべきだと考えられる。

いうまでもなく、総合大学とは、単に多くの専門分野にわたる複数の学部が集合して単一の大学を形成していることではなく、異った専門領域の学部が共存することによって、その間に教育・研究上の協力、交流がなされ、それぞれの専門分野のみならず、学問の新しい分野や境界領域の開拓がなされるというような、単科大学で実現され得ぬ成果が期待されるという現実的機能をもつものでなければならない。

このような総合大学としての本学のあり方を前提とし、教育課程と教育体制について考えると、現 状において検討すべき問題を最も多くかかえているのは一般教養に関する教育であろう。周知のよう に、大学教育に一般教育をとりいれたことは新制大学の最も著しい特色の一つであるが、それが大学においてもつべき重要な機能は、分化に対する総合の努力、知識体系に対する価値判断の能力の涵養にあるともいえる。このような一般教育は、高度の専門化と技術化の時代である今日においてますます重要となってきており、専門教育とともに大学教育の重要な一環として認識され、学生の知的成長に従い、専門教育の進展に並行して、その深さを増してゆくものであることが望まれる。自らの専攻分野と異る領域の学問の概念を学び、異った視角を理解することによって、その専攻する学問の領域を深め、これをより創造的に展開することができるのである。前述の総合大学としての実質的な機能を教育面に活かすことが、このような、一般教育の目的を達成する上においてきわめて重要である。しかるに、本学においては、なお、そのような大学の機能が十分に発揮されているとはいえない。そこで、かかる見地から、教養部の担当している一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および基礎教育科目に関する教育の理念を明確にし、その全学的な共通の理解のもとに、これら一般教養に関する教育の充実をはかる必要がある。

従来の教養課程における教育の問題点の一つとして初年次において履修する科目に専門的色彩が希薄なこともあって、入学時における学問への情熱と意欲を失う傾向にあるとの指摘がある。また、専門各分野の諸科学の分化、発展が著しく、学生の習得すべき学問の領域の拡大もあって、専門教育を初年次から開始することが必要であるとの提言もある。さらに多人数クラスから生ずる教育効果の減退も問題である。これらについては、今後十分に検討されるべきであろう。

一般教育科目は、全在学期間を通して履修されることが望ましく、その型式は、いわゆる「くさび型」が適当であると考えられ、その技術的検討が必要である。一般教育科目の内容によっては、ある程度専門教育の素養のある方が理解も深い場合があり、また、この時期の講義は、学部教官の専門分野の立場からの一般教育への参加の途をひろげ、現実的には、教養部教官の定員不足による教育上の欠陥を緩和することにもなるであろう。大学の全教官は原則として一般教育と専門教育の両者に対して、責任をもつべきであると考えられる。

専門教育は学部の学問領域、教育目標と教育内容によって一様でなくその検討は、各学部内の教育 改革に関する委員会などの活動に期待すべき点が多い。しかしながら、総合大学として、学部区分に とらわれず、各学部、教養部、研究所などの教官、学生が参加する全学講義などを企画するべきであ り、学部間の教育交流、すなわち、教官の授業協力や学生の他学部聴講などを考慮することも望まれ る。また一方では、専門教育について指摘される問題には、教養課程の一般教育、基礎教育などの改 革と関連する点も多い。したがって、教養課程から専門課程に及ぶ大学教育の改革がここに述べた方 向に全学の協力のもとに適切に推進されるような方策を考える必要がある。

新制の大学制度と旧制の大学制度との著しい相違は一般教育と大学院の重視にあるといわれるが, とくに大学院は成長していない。現状において,本学大学院研究科には,それぞれ対応する学部が存 在するが,各研究科の教育と研究には,その学部以外の学部,教養部,研究所などの関連領域の教官 も参加し,必要とする教育・研究が,それぞれの研究科の教育目標に従って行なわれることも望まし い。また,内外の大学との教育・研究上の相互協力を実現するための具体的検討も望まれる。

本学における教育課程と教育体制に関する上述のような問題の解決をはかるためには、全学的な協力体制が早急につくられる必要がある。そのために本委員会は、ここに全学教育委員会(仮称)を常置の委員会として設置することを提案する。これは、教養部、学部および大学院の教育に関し、全学的な教育計画の立案、実施の促進およびその成果の評価などを一定期間の構想をもつて行なう機構と

して設置される。この委員会は、各学部、教養部、体質医学研究所などから推せんされた委員によって構成され、委員の任期、委員会の運営については、上述のような一定期間にわたる展望に立った活動を進めるのに支障のないように、配慮されることが望まれる。

第1期委員会に引きつづき、第2期(47.6. $1\sim49.5.31$)委員会は、管理運営に関する専門部会と教育研究に関する専門部会をおき、さきの改革準備委員会答申の内容について包括的に検討した。この間48年4月には前期委員会の提言にもとづく全学教育委員会が学長裁定によって発足した。

第3期(49.6.1~51.5.31)委員会は植村啓次郎法文学部教授を委員長とし、前記教育委員会を学則による常置の委員会にするよう答申し、50年3月教育委員会規則が定められた。また同期委員会は将来設けられるであろう将来構想委員会のための基礎的研究をすすめ、51年3月、「熊本大学の現状と問題点」・「副学長について」を内容とする「熊本大学改革委員会(第3期)の検討経過について」の報告を作製した。

第4期(51.6.1~53.5.31)は、飯塚健三理学部教授を委員長とし、大学院制度専門委員会を設け理系大学院博士課程の設置について集中審議を行い、52年12月「熊本大学大学院理系博士課程の設置について」の答申をした。それは、従来の各研究科はそのまま存置し、新しい理系大学院博士課程として、後期3年制の独立大学院を設けようというもので、「理系博士課程」として、自然科学総合研究科を置き、(1)物質科学専攻(2)生産科学専攻(3)数理科学専攻(4)環境科学専攻(5)医療科学専攻の5専攻を設けるよう提言している。なお、同期委員会は、教育問題についても検討し中間報告を行った。

第5期(53.6.1~)委員会は、引きつづき飯塚委員長のもとで、教養部、とくに教養部運営協議会のあり方について、積極的な検討を行っている。

(2) 教育委員会

第1期改革委員会の答申をうけて、48年3月黒田学長は、学長裁定の形で全学教育委員会を発足させた。同委員会への諮問事項は「クサビ型について」であり、同委員会はクサビ型委員会といわれた(委員長古川昌弘教養部教授)。同委員会は、大学における一般教育と専門教育は、車の両輪のごとき関係にあるべきものであるにもかかわらず、従来ともすれば予科的課程と専門課程として理解されて来たとし、その改善のための制度的保障として、クサビ型教育の早期実施かたを答申した。この答申にもとづき、クサビ型実施委員会(委員長西岡寅雄教養部長)は実施方法について具体的に検討し、週1日(月曜日)を相互乗入れにあてそれぞれ1年次に専門教育、3年次に一般教育を履修させることを骨子とするクサビ型教育が51年度から実施されている。

くさび型委員会はその任務を終え解散したが、第3期教育委員会の答申により、50年3月から教育委員会は学則による常置の委員会として発足した。

新教育委員会には、かねてから本学外人教師P・グリーシー氏と福田昇八教育学部教授が橋 わたしとなって実現に努力していたイリノイ州立大学との国際交流問題と同和教育問題が諮問 された。

前者については、この年6月イリノイ大学のサンズ教授が来学し、7月にはチャン準教授以下17名研修生が来学し、本学学生部のマネージによる夏期講習が実施されるといった、いわばあとおいの情況のなかで検討が急がれ、51年3年中間答申を行った。それは(1)1年毎の夏季研修を積みあげ、長期研修の受入れ体制を考えること、(2)本学学生のイリノイ大学への留学実現のための諸条件をについて、を骨子とするものであった。翌年にもイリノイ大学の本学における夏季講習は実施され、52年度からは本学学生数名ずつのイリノイ大学長期留学も実現して今日にいたっている。しかし、当初期待された本学とイリノイ大学との長期的相互交流の関係の制度的確立は未だ実現を見ていない。52年6月には今後の国際交流問題を検討するため新たに学生国際交流委員会が設けられた。

一方同和教育については各大学の実態調査などを経て、52年12月学長に答申 した(別項参照)。

52年度から53年度にかけては、委員会内に国際交流部会と調査部会を設け、前者は各大学の国際交流について実態調査を行い、後者は本学における研究教育の条件を改善するため1年次学生を対象とするアンケート調査を2回にわたり実施した(その結果については本章第5節4項参照)。

第2節 教育・研究課程の充実

1. 文系大学院・特殊教育特別専攻科の新設

(1) 文学研究科、法学研究科(修士課程)の設置

本学において最初に設置された大学院は、昭和30年7月1日に開設された医学研究科(博士課程)であったが、それから10年余りの後、科学技術振興ブームの中で昭和40年前後に理工系大学院(修士課程)が次々に設置された。昭和39年3月30日の薬学研究科、40年3月31日の工学研究科、41年4月5日の理学研究科がそれである。

その後文系大学院設置を要望する声が強くなり、40年代半ば文部省も、旧制大学以外にも文系大学院を創設する方針を固めた。法文学部においては、昭和43年1月に大学院設置準備委員会が設けられ、文学研究科、及び法学研究科の開設準備に着手した。概算要求書で申請されたのは、44年5月であったが、正式に設置が認可されたのは、47年3月31日であった。

文学研究科は、法文学部文科の学科組織を根幹とし、教養部教官の一部を大学院担当教官に加えて、哲学専攻、史学専攻、国文学専攻、英文学専攻、独文学専攻、の5専攻編成とされたが、準備の手違いのため英文学専攻だけは1年おくれ翌48年4月1日に「増設」という形で認可された。同時に仏文学・中国学・言語学も修士講座となった。

入学定員は、独文学専攻が4名、その他は各専攻とも6名の計28名で、修業年限は2年の修士課程である。

なお修士講座となった文科17講座(ただし言語学は不完全講座)のうち、昭和51年度より考古学、52年度より社会学と言語学の3講座に実験講座としての予算措置が講じられている。

これに対して法学研究科は法律学専攻のみで、入学定員26名、修業年限2年である。

(2) 教育学部特殊教育特別専攻科

学園紛争が一段落した昭和46年3月,学部では39年以来の懸案であった特殊教育専攻科設置への努力を開始した。昭和38年度に養護学校教員養成課程と養護教員養成課程が設置され、40年には附属養護学校が設置されるなど,養護教育関係の教育機関は充実し,臨時養護学校教員養成課程において約600名の養護教員を送り出すまでになっていた。

本学部ではさらに高度な特殊教育を施し、優秀な教員を養成するために、特殊教育特別専攻 科(精神薄弱教育専攻)の設置申請を行った結果、昭和48年4月設置認可された。これによっ て、35年以来設置されていた臨時養護学校教員養成課程は廃止されることになった。

専攻科は学生定員30名,入学資格は小・中・高等学校または幼稚園教諭の普通免許状を有する者で、修学年限は1か年であり、学生は30単位を修得することになった。

2. 各学部の学科目, 講座増

(1) 法文学部

昭和47年度の大学院設置により本学部の学科目は修士講座となった。法学科では49年民法第二講座の増設により14講座となり、一方文科では50年度史学科に考古学が、52年度哲学科に社会学が増設され、哲学科4講座、史学科4講座、文学科8講座の16講座となり、学部全体では4学科30講座となった。

(2) 教育学部

昭和46年度より再び教科教育科目の増設が行われ、46年美術科教育が、47年音楽科教育、48年数学科教育と家庭科教育、49年に保健体育科教育がそれぞれ設置され、ここにほとんどの教科教育科目が整った。

翌50年,特別教科課程に外科看護学が増設され,1か年の養護教員養成課程が廃止された。 52年新たに養護教諭養成課程が設置され,5課程59学科,2専攻,1別科となり,54年度に はこれによって養護教諭養成所が廃止された。

(3) 理 学 部

昭和51年永年の懸案がようやく実現し、地学科に物理地学講座が新設されて、現在数学科 4,物理学科 4,化学科 4,地学科 4,生物学科 4の合計 5 学科20講座となった。

(4) 医学部

昭和43年7月、本学部では教授会の諮問機関として「医学教育委員会」(47年7月に 医学教

育・研究委員会と改称)が発足した。この委員会は3部会より構成され、第1部会においてカリキュラム改革が積極的に推進せられ、現代医学教育に対応できる臨床実習の改善等が検討された。そして48年度より根本的に改善されたカリキュラム、教育方法が実施されることになった。

発足後24年目の48年,生化学第二講座が増設され、さらに免疫学研究施設病理学部門が増設されて32講座4部門となった。

30年目の54年、免疫研究所に生化学部門が増設され、32講座5部門となっている。

(5) 薬 学 部

本学部では27年以来ラジオアイソトープに関する研究態勢を整備していたが、薬剤師のアイソトープ医薬品に関する取扱の教育研究の増加に伴って、放射線薬品学講座の増設が要望されるようになり、44年製薬学科にこの講座が設置されることになり、11講座となった。

一方天然物有機化学分野は薬学部において早くから重要視されていたが、とくに近年この種の医薬品に関する基礎的理論的研究が必要とされるにいたり、45年、製薬学科に生物薬品製造学講座が増設され、12講座となった。

薬品の剤形の進歩に伴って41年頃から薬剤学講座の必要性がいわれていたが、この動きが46年頃から本格化し、48年4月1日付で製薬学科に製剤学講座の増設が認可され、当学部の講座数は13講座となった。

それと共に従来の学科講座の改組が行われ、薬化学と薬品分析学の2講座が製薬学科から薬剤学科に、薬品物理化学講座が薬剤学科より製薬学科にそれぞれ入れ替えられ、薬剤学科7講座、製薬学科6講座となった。

(6) 工 学 部

47年共通講座に工業数学第二講座が増設され、10学科44講座となった後、学部発足後25年目の昭和49年、土木工学科と建築学科より環境建設工学科5講座が分離増設され、合計11学科50講座となった。

そして30年目の54年,電気工学科と電子工学科より情報工学科4講座が分離増設され、合計 12学科53講座となった。

(7) 教養部

大学紛争によってとくに教養部のあり方が問われたことにより、紛争の収まった45年度から一般教育科目中に「総合科目」が新設されることになった。 $5\sim6$ 人の教官が分担講義し1 人でも0 点を与えると単位が認められないという厳しい基準にもかかわらず、毎年定員の $2\sim4$ 倍もの希望者があり、未知の領域に対する学生側の期待の大きさを示している。

一方, 熊大教育委員会は昭和49年6月「くさび型教育」についての答申を学長宛に提出し, この早期実施を大学側に提案した。本学ではすでに昭和48年度より工学部と教養部の間にこの 方法がモデルケースとして実施され,昭和50年12月「くさび型実施委員会報告書」としてまと められた。これを受けて昭和51年度より,従来2年間であった教養課程の1年目から専門課程 を一部開講し、専門課程に入る3年においても教養課程を一部開講するという教養・専門両課程の相互乗り入れ方式による「くさび型教育」が実施されることになった。

この実施に伴って総合科目の開講は3年次を対象にすることになり、51年度入学の学生が3年次になるまでの2年間、さらに内容を充実すべく関係教官の間で新たな準備が行われ、53年度からより拡大された規模で実施されている。54年度には総合分野の学科目として「情報」が正式にみとめられ教官も配置された。

また54年度からの法学部・文学部の創設と工学部に情報工学科が設置されたことによる教官 増によって、これまで専任教官のなかった「教育学」「芸術」にも専任教官が配置された。

3. 公開講座の開設

新制大学の発足は地元各界の協力によるところが大きく、当初大学と地域との結びつきは当然のこととして特に意識されなかった。しかし大学の地元からの自立性が高まるにおよび、昭和30年代のなかばになるとあらためてそのことが問題にされるようになった。昭和35年本田学長は熊本日日新聞社社長伊豆富人氏とはかり、熊大教官を講師にする春秋二回の「熊日教養大学」を開設した。それぞれ10回のオムニバス講義であったが、多くの市民の聴講があり盛況であった。44年10月まで存続したが、学園紛争によって解消された。

紛争後、大学の一般開放が叫ばれるようになり、本学では48年まず法文学部で法学科を中心に夏休中に約2週間の公開講座を開設、以来「現代社会と法学」「経済学の諸問題」「法と政治の諸問題」等のテーマで続けられて来ている。50年からは教養部が「情報社会と 人 間」「環境と人間」「ことばと人間」「心とからだの健康」等のテーマで講座を開き、53年度には教育学部も「学校教育と家庭教育」「婦人スポーツ教室」「母と子の水泳教室」「絵画実習」等、学 部の特色を生かした公開講座を開講した。

大学が社会人教育の中でも大きな役割を果すことが今日いよいよ期待されているが,新設の 法学部では「開放コース」の制度化が検討されている。

第3節 附属図書館の新築

(1) 新図書館の建設

相次ぐ講座増や学生増募によって、附属図書館の基準面積も大幅に増加したが、44年8月増築予定地にあった旧五高化学教室が重要文化財として指定されたため、教養部の前に新築する計画が考えられるに至った。

46年, 黒髪キャンパスほぼ中央に位置する現位置での附属図書館本館の新築が決定し, 加瀬 館長のもとで, (1)快適で親しみやすく利用しやすいこと, (2)機能的能率的であること, (3)情報



附属図書館1階閲覧室

時代の要求にマッチしうること、の3点を充たすような設計が行われた。それは鉄筋コンクリート3階建(半地下1階,地上2階)で、1階(1726 m²)はゆったりとしたロビーに続く主閲覧室のほか事務室、新聞室などが置かれ、2階(1670 m²)は指定図書室、自習室の他に電算機を収容する情報管理室、視聴覚室、会議室、ゼミナー室、教官閲覧室などが予定され、地下室(1734m²)は書庫と倉庫、

機械室とされた。この設計の特徴は階数を少なくすることにより利用者・係員双方が昇降の煩雑さから解放されることであり、各室の壁は構造上不可欠のものを除き自由に移動できる方式が採用され、さらに書庫は半地下に限定されて水平面の移動で事足りるなど機能的、能率的な構造となっている。

47年3月15日新営工事が着工され、翌48年1月20日現図書館が竣工した。

同年4月開館した現本館は、旧図書館が指定図書、参考図書を除いた全ての本を書庫に収容していた閉架方式であったのと異って、利用者の便に供するため大幅に開架方式が採用された。

さらに快適な読書環境を保つため、外部雑音の遮断、照明、色彩、机椅子などの調度品、室内温度調節などに至るまで細心の注意が払われた。閲覧者席数は研究者用、学生用合わせて470席となっている。

(2) 運 営

新図書館の運営方針は、従来の日本の図書館が厖大な学術資料を集収整理し保存することを 主眼に置いて運営されていたのに対して、これらの資料を必要とする人に充分に利用されるこ とを目的として運営されることになった。

新館の事務組織は旧館時代同様、総務、受入、目録、運用、参考の5係で行われることになったが、54年4月に至り全面改組され、従来の事務長制は事務部長制となり、この下に整理課(総務係、受入係、目録係)と閲覧課(閲覧係、参考係、学術雑誌係)の2課6係が置かれることになった。

(3) 学生の利用状況

48年4月の新館開設以来,自由接架方式をとっているので閲覧利用統計はないが,入館者統計によると53年度の年間入館者は28万人余となっており,年間開館日数261日として1日平均1,080名の利用者となる。黒髪北地区の学生総数は約5,300名なので,単純計算では1日平均その2割弱が入館したことになり、旧館当時の利用者の約10倍にも達する数字となっている。

48年以降の月別入館者数は、試験期の9月、10月、2月に多いのは勿論であるが、年間平均 して利用者が増えている傾向にある。 現在本館1階の一般閲覧室には一般図書(24,000冊),参考図書(4,400冊),雑誌(70種), 2階の指定図書室には指定図書(7,500冊),2階の研究者閲覧室には各大学の紀要,学術雑誌,英国議会資料が開架され,利用者の便に供されているが,53年度の本館貸出統計によると,学生12,918人が15,507冊を借出しており,その分類別貸出では自然科学,文学,社会科学,歴史,哲学の順になっている。

第4節 教育・研究施設の拡充

1. 各学部の施設充実

(1) 薬 学 部

大学紛争によって学部建設が一時中断されていた薬学部では、45年3月25日、実験研究室C 棟鉄筋3階建(1,113m²)が竣工し、生物薬品製造学、放射薬品学が利用した。同時にこの右 隣りに講義室(499m²)も竣工した。

49年4月,薬学部附属教育研究施設として,薬用植物園の設置が認可され,10月鉄筋2階建の研究施設が完成した。

52年3月31日,実験研究室D棟鉄筋3階建(627m²)が竣工し,製剤学教室および分析センターが入棟した。同時に実験動物舎鉄筋2階建(207m²)も竣工し,今日の学内施設が完成した。

(2) 教育学部

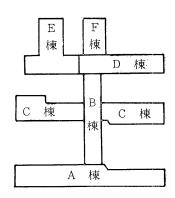
大学紛争がようやく収まった昭和45年,中断されていた新築工事が再開され,翌46年3月,管理棟東半分と音楽教室3階建,技術工場が竣工し,これをもって学部の新館工事は全て終了した。本館4階には教科教育や教材研究用の大教室が作られ、大視聴覚教室としても使用できる設備が施されている。さらにこの大視聴覚教室には附属学校と回線路を結び,双方より映像を送って教育,研究の向上をはかるために,授業分析研究用閉回路テレビ装置が設置された。また教育器材と教育の研究を行うために、昭和54年度より教育工学センターが学部に附置された。

(3) 医学部・附属病院

44年12月, 医学部では附属病院の隣接地であった小松原墓地5,459m²を買収して敷地を拡張した。また46年3月には鉄筋12階建の附属病院第6棟(14,193m²)が竣工した。

昭和52年6月,現在使用されていない第1病棟を壊してその跡に床面積8236m²,総工費約22億5千万円の附属病院新外来棟を新築するという計画書が提出された。翌53年4月新営工事が着工され、54年3月に鉄筋6階の新外来棟が竣工した。

この間昭和40年半ばから、宝暦6年再春館開設以来200年の記念事業として肥後藩以来の本



55年4月1日現在教養部配置図

県医育関係資料を収集展示する会館を作る計画が立てられ、 昭和51年9月より肥後医育記念館として発足した。

(4) 教養部

新図書館の建築移転後そのまま残されていた旧図書館本館は、一時総合資料館の研究施設として利用する案なども出されていたが、教養部建物として転用されることになった。昭和49年5月7日研究室、講義室(1,202 m²)の改築工事が竣工し、E棟と名付けられた。

その後旧五高講堂跡地に研究室, 講義室, 会議室が新築されることになり, 昭和51年5月31日鉄筋4階建(1,446 m²)

の C 棟が竣工した。さらに D 棟の北側に 5 階建の F 棟が新築され、昭和 55 年 3 月 24 日竣工した。

(5) 法文学部

昭和44年3月の新館第2期工事の完成後、旧施設の廃止と教育学部諸施設の新築により、学部周辺の環境は一変した。しかし学部内ではその後相次ぐ学科の増設により、研究・講義棟の増築が痛感され、昭和53年度に至りやっと増築要求が実現した。この建物には身障者用エレベーター、トイレなども備えられることとなり、昭和54年3月、鉄筋4階建(1,332 m²)が竣工した。

2. 体質医学研究所の新築移転

昭和39年5月の教授会において、従来増設を要求していた体質遺伝学、小児体質学の他に代謝学部門を合わせて要求することが決定された。翌40年3月、まず小児体質学部門のうち附属病院内にその診療科の設置が認められ、ついで42年3月に小児体質学部門の増設が認可された。同年文部省令に基づいて部門名の変更が行われ、名称は形態学、生理学、病理学、成人体質学、気質学と改められた。

新部門増設に伴い、当然施設を拡張すべきであったが、当初は敷地もなく医学部に同居している状態のため増築は全く不可能であった。しばらく他部門研究室の転用や共用を行ったが施設不足は何如ともし難く、急遽旧体研敷地内に新築移転することが計画された。翌43年9月、九品寺地区の旧体研施設が老朽化のため取り壊されることになり、これを機会に体研の新築を行うことが決定された。新築工事は直ちに着工されたが、騒音問題から一時工事が中断され、10月末より再開されて翌44年夏に竣工した。完成した研究所は鉄筋コンクリート地下1階、地上5階建、延3、240㎡の現施設であり、8月1日医学部内より移転が行われた。昭和22年11月、九品寺敷地を離れて以来22年目のことであった。

3. 付属研究施設の新設と整備

(1) 衝撃エネルギー実験所

本研究所は衝撃エネルギーの発生と伝播現象の基礎的研究,ならびに衝撃エネルギーの利用 法について研究を行うことを目的として、昭和46年4月工学部に設置された。

同年爆発実験室などを含む研究所が建設され、47年2月28日に竣工した。同年研究室などの 附属建物が増築され48年3月31日に完成し、さらに火薬庫が設置されて研究所の施設が整っ た。

実験所は工学部の共同利用施設であるが、何よりの特徴は火薬の爆発、衝撃大電流(小型の雷)・圧縮空気により駆動され高速度に達したピストンの衝突などのエネルギーを制御し、これらのエネルギーを有効に使用しようという研究であり、爆発実験室、爆発実験用圧力容器などは国の内外を通じて稀な施設となっている。他学部や学外研究者との共同研究も積極的に進められており、そのためにこれらの施設が開放されている。

(2) 電子計算機室

本学電子計算機室は、昭和39年4月全学共同利用施設として発足し、電子計算機室運営委員会によって運営されていたものであったが、設立当初他に適当な場所が無かったことと、初代電子計算機室長が工学部教授であったことなどにより、工学部附属工学研究機器センターの中の一室に設置されたのである。

それから約8年の間,アナログ計算機とディジタル計算機の2台が使用されてきたが,日進月歩の計算機世界ではもはや旧式となり,学内各部局から持ち込まれる計算需要を処理しきれなくなったため,新式電子計算機の増設が要求されることとなった。その結果,47年度より,それまでのものの約50倍の性能を持った中型電子計算機が増設されることになり,これに伴って入らなくなった電子計算機室も工学研究機器センターに隣接して新設されることとなった。同年4月11日,鉄筋コンクリート3階建(660 m^2)の電子計算機室が竣工し,同日中型電子計算機 FACOM 230—25も稼動を開始した。その後昭和52年度には九州大学電子計算機室の大型電子計算機と回路が結ばれ,本学より送られた計算が九大で処理できるようになり,本学電子計算機室はデータステーションとして機能することになった。

(3) 合津臨海実験所

昭和40年,助手1名が増員された後,41年度にはブロック建の実験研究室(114 m²)が増築されると共に,急速瀘化浄化された海水が供給される設備も完成した。

同41年開通した天草五橋によって、それまで海上交通のみに頼っていた臨海実験所にも陸路が開通し、多大の便宜が与えられることになった。42年度には老朽した「まえしま」にかわって機動力の高い調査船「どるふいん」が建造され、有明海、八代海全域にわたる調査研究が可能になった。翌43年、ブロック建建築内部の改造が行われ(教官研究室1、実験室2、学生実

験室1,図書室1,暗室2),実験研究室が整備されるとともに,干潮時に船舶が接岸できる船着場が新設された。

さて46年度にはそれまで宿泊棟として使用していた木造建物が老朽化したため取壊すことになり、その後に鉄筋 3 階建(785m²) の現建物が新築された。この新館は 1 階が事務室,談話室,食堂,厨房,浴室,機械室,変電室,管理人室などからなり、2 階が所長室,教官研究室,実験室,分析室,講義室,標本室,暗室などが置かれ、3 階が約35名宿泊できる施設となっている。

この他42、43年度には職員宿舎2棟が新築され、48年度には飼育棟及び駐車場の新設のため約1、762m²の土地が購入され、敷地総面積は職員宿舎用地を含めて5、981m²となっている。その後53年には水槽室、プランクトン飼育室、甲殻類飼育室、恒温室、資料室、屋外洗い場などからなる飼育室(268m²)が完成した。

(4) 免疫医学研究施設

近年の現代医学の各分野において、免疫学の占める役割が急速に増大した。それは一つには 病因や病態機構が不明であった多くの病患が免疫学的手法を用いて解析可能になり、二つには 生化学あるいは分子生物学の進歩によって免疫機構が解明されつつあることと関連して、これ らを基礎とした疾患の診断や治療に、免疫学の果たす役割が大きくなってきたことによるもの である。

医学部では早くから免疫学の重要性を認め、独自の方法で研究を進めていたが、これらの成果をさらに強力に発展させるため、免疫学研究施設の設置を要望することになった。

その結果昭和48年4月免疫学病理部門の設置が認可されるに至った。それから6年後の昭和54年,免疫生化学部門の開設が認可された。

同所では円滑な運営をはかるため、免疫医学研究施設運営委員会が置かれている。 なお医学部には54年度から動物実験施設が開設された。

(5) 薬用植物園

大学発足後,薬学部生薬学研究室では戦災復興の一環として薬草園の整備に務めたが,戦前の盛観に復するには程遠く,これに加えて28年6月26日の熊本大水害によって,貴重な品種の大多数を枯死させてしまうという壊滅的被害を受けた。

昭和39年より始った実験研究棟新営工事に先がけて、前年秋すでに記念館が樹木園中央に移設されていたが、第1棟建設に当って標本園は全面撤去移転されることになり、以後校舎建設の度ごとに構内の跡地を探して移動が繰返された。昭和42年2月、植物温室新設が認可され、鉄骨木造タキロン2重張り電熱源(59m²)が竣工した。

一方化学薬品の盛行は副作用という新たな問題を引き起こし、新中国の抬頭を共に漢方薬のブームが到来することとなったが、これら薬用植物に対する価値観の変化は薬学に対する社会の再認識を促した。これらの動きを受けて薬学部では、附属研究施設として薬用植物園の設置を申請することになり、昭和49年4月11日認可されるに至った。同年10月鉄筋コンクリート2

階建(98m²)の研究所が旧校舎跡の植物標本園の一隅に完成し、1階は管理室・作業室・倉庫として、2階は研究標本室として使用されることになった。

本園は環境立地の上から、暖地性樹種の導入に主眼が置かれているが、ケシ、アサの栽培は もとより内外薬用植物の植溜が行われ、化学研究のため材料が提供されている。現在薬学部構 内には道路をはさんで北側の研究棟の右隣りに標本園が、南側の運動場左隣りに栽培園が付置 されている。

(6) 熊大総合研究資料館の構想

熊本大学総合研究資料館の構想が立てられたのは、昭和42年10月であった。それはそれまで 法文学部研究室、教室であった旧第五高等学校の本館及び化学教室の文化財指定が内定したこ と、法文学部の本館が現在の場所に完成したことによるものであった。この五高本館と化学教 室、赤煉瓦門は昭和44年8月19日正式に国の重要文化財に指定された。その由来について赤門 の表示板には次のように説明されている。



重要文化財 旧五高本館



重要文化財 旧五高理科教室

明治19年4月当時の学制改革によって,東京帝国大学を中心に全国が五地方に分けられ,その中心に高等中学校がおかれることとなった。九州8県は第五地方に属し,その中心の熊本に翌20年5月30日第五高等中学校が発足した。はじめ古城に仮寓したがやがて立田山南麓に校地を定め,新校舎が建築された。本校舎の着工は明治21年2月,竣工は23年3月である。

本館は煉瓦造二階建で「弐百七拾弐坪七合九勺二寸」(平面積棟札)である。工事監督は文部技師 山口半六、設計者は文部技師久留正道である。山口、久留両氏は当時の文部省における新進の建築技 師でイギリスや北ドイツなど北欧の学校建築の様式をとりいれて設計した。木筋煉瓦造り瓦葺の建物 であるが簡素なうちにも極めて力づよい優美な趣きを示している。本館は南廊下で両階おのおの10教 室化学教室は大室からなる。南の階段教室は明治前期の赤煉瓦教室のうち現存する唯一の遺構であ る。現在、当時の高等学校の赤煉瓦教室のうち残存あるのは四高本館(金沢)と五高の二建築物のみ で日本の明治文化史上極めて重要である。

本館は広さ約1,798㎡化学教室は408㎡である。なお第五高等中学校は明治27年9月に第五高等学校と改められさらに昭和24年5月,現在の熊本大学発足にあたっては熊本医科大学,熊本工業専門学校,熊本薬学専門学校,熊本師範学校および熊本青年師範学校の旧制諸学校とともに母体となった。

さて各学部から選出された委員によって資料館の性格が検討された結果,人文,自然の各分野にわたる資料を中心とした総合研究機関を作るということで意見が一致し,44年11月25日「熊本大学総合研究資料館設置準備委員会」規則が制定され,準備委員会が発足した。

その後文部省に対して毎年概算要求を提出したが、資料館は省令に定められていないため、 正式に認可されるには至っていない。現在総合資料館は東京大学に存在するだけで、京都大学 では自然科学に関してのみ設置されている。

全学的資料館の認可が難しい状況から、事務局の助言により最初一専門分野の資料館として 出発し、逐次大学全体に拡大してゆくという方式がとられることになり、48年度よりまず考古 資料から出発することになった。

資料館には考古資料だけを収蔵陳列するというものではなく、その関連において民俗、古文書、動物、植物、岩石、鉱物、地質、古生物、人類学、薬学、旧制学校資料その他を陳列し、研究・教育に資するというのが準備委員会の主旨であるが、残念ながら現在なお学内の体制は整っていない。

4. 附属学校

(1) 診療放射線技師学校

昭和44年4月のエックス線検査技師学校の廃止により、3年制の診療放射線技師学校が設置された。

これに伴って同年,第七病棟内に分散していた講義室,教官室が1,2階に集められたが,実 習室は地下室のままであったため浸水がひどくなり,47年放棄された。以後エックス線実験実 習は病院中央放射線部に全面的に依頼することになり,物理・化学の実習室は臨床検査技師学 校と共同使用することになった。

本校は学校種目上,各種学校に属していたが,51年4月の専修学校制度の発足により,この 取扱を受けることになった。

同年10月,医療短期大学が設立され,昭和53年4月より定員40名の診療放射線技術学科が設置され,これによって診療放射線技師学校の学生募集は52年をもって打ち切られ,昭和54年度をもって廃校となった。

(2) 臨床検査技師学校

昭和47年4月,2年制・3学期制の衛生検査技師学校が改正により廃止され、同年臨床検査技師学校が設置された。3年制・2学期制で、一般教養10科目600時間、専門20科目2,220時間の他に、より程度の高い補足的講義ないし実習300時間、合計3,120時間が文部省規則で規定されているが、本校では計3,135時間が規定されていた。

本校は学校種別として各種学校に属していたが、昭和51年4月の専修学校制度の発足により、この取扱いを受けることになった。

同年10月,熊本大学医療技術短期大学部が設置され、開校準備に取りかかったが、52年度に3年制定員40名の衛生技術学科が設置されることになった。昭和52年度より第1回生が入学した。

これに伴って臨床検査技師学校の学生募集は51年度をもって打ち切られることになり、昭和53年度をもって廃校となった。

(3) 附属幼稚園

昭和26年4月,熊本師範学校女子部附属幼稚園は熊本大学教育学部附属幼稚園として正式に 附設された。その当時の園地施設は保育室5室,遊戯室1室,養護室兼職員室2,給食室1, 小使室1,その他6棟,敷地5,032.5m²(1,525)坪,運動場1,716m²(520坪)であった。

ところが昭和28年6月26日の大水害によって坪井川河畔に位置した園舎、園庭及び設備品、楽器類などの施設、備品は潰滅状態となってしまった。取りあえず2学期から附属小学校の一室を使用して保育を再開すると共に、園舎の復旧と排土作業に取りかかり、旧坪井川跡の低湿地を排土によって埋めたてて園庭の拡張が計られた。この処置により園地が広がったが、保育室の拡張は認可されなかった。

その後園地・園舎はほとんど旧師範学校時代のまま15年が経過した。ところが昭和44年3月熊本市の都市計画により園舎の一部が取り壊されることになり、これを機会に園舎新築が計られることになった。翌46年2月熊本県・市より現在地に幼稚園建物建替の同意を得、7月には起工式の運びとなった。5か月後の46年12月に竣工した新園舎は、総工費5,213万円、鉄筋コンクリート2階建(延1,137 m^2)で、保育室やリズム室、管理棟の他に教材室、清浄室、モニター室、観察室、ギャラリーなど研究実験校にふさわしい近代的設備が完備されている。翌47年1月に借住いの京町より移転を終り、同年10月には園庭の環境整備も完了した。

(4) 養護学校の竣工

教育学部附属小・中学校に附設されていた特殊学級が、教育学部附属養護学校として正式に 設置認可されたのは、昭和40年4月であった。当時学校は京町敷地内にあったが、42年に高等 部が設置されて以来、教室の不足をきたすようになった。

関係者の間では学校移転や新築の問題がもち上ったが、大学側では新営工事が進行している 最中であったため、養護学校の本建築は教育学部建築後に予定された。そこで当面の措置とし て附属中学校の1棟を養護学校に改装移管することとなった。これによって施設は整ったが、 高等部が離れた場所にあったため、指導上種々の支障が生じていた。

昭和44年1月,大学施設委員会より養護学校を東教場に建設する案が発表され、関係者の間では44年度に建築するための準備が行われた。翌45年9月27日に新設工事が着工され、46年3月10日に竣工した。完成した養護学校新校舎は、総工費13,092万円、冷暖房完備の鉄筋校舎で4棟よりなっている。

第5節 1970年代の学生部と学生生活

1. 食堂の新設

(1) 理工地区厚生センター

熊大紛争前から問題となっていた理工地区における厚生センターは、昭和45年4月15日より工学部南端の旧工業化学実験室を改修して開設された。250席の設備がなされた食堂は、財団法人学校福祉協会によって経営されている。

(2) 黒髪北地区食堂

生協の定食費値上げ問題に端を発した熊大紛争の経験から、大学側は黒髪北地区に新たに食堂を建設する計画を立てた。この食堂は鉄筋コンクリート2階建で1階部分は座席数約400の食堂と厨房などで、昼食時に約1500食以上の給食ができ、2階部分は特別食堂、喫茶室として設計されていた。昭和45年9月より工事が着工され、翌46年2月8日に開設の運びとなったが、建設された時期はちょうど熊大紛争の最中であり、新築工事着工から開設に至るまでには何度となく生協・学生側とトラブルが繰り返された。現在教養部前にある食堂がこれである。

2. 学生部の移転充実と保健管理センター

(1) 学生部の新築

学生部は昭和29年8月以来,現東光会館の西隣の2階建建物において活動を続けていたが,学生数の増加や建物の老朽化に伴って次第に手狭となっていた。一方学内では黒髪地区の整備計画が進められ、昭和44年1月に発表された計画案では、学生部は現東光会館地区に新築することになっていた。

このため大学側は昭和41年生協側に対して東光会館の明け渡しを要求したが、ちょうどその頃から生協法人化の動きが起こっており、昭和44年、熊大紛争にまで発展した。

昭和44年夏紛争は一応収まったが、東光会館改築問題は未解決のままであり、それに加えて昭和48年4月より保健管理センターが学生部内において発足することになった。そこで大学側は東光会館の少し西隣りに学生部と保健管理センターを一つにした建築案を立て、昭和50年度より新営工事に着工した。翌51年4月学生部の新庁舎が竣工し、これによって東光会館は食堂及び売店を残して取り壊わされ、学生部の移転が完了した。

(2) 入学主幹制度と入試改革

国大協と全国共通一次試験構想:新制大学発足以後大学進学希望者は年々増加の傾向を見せていたが、特に昭和30年以降進学率が急激に上昇し、大学入学者選抜の現状は、特定の大学・

学部に志願者が集中する激しい入学競争、学力検査偏重、高等学校教育の目標や内容を逸脱した所謂難問奇問の出題など、多くの問題が現出し、高等学校以下の教育にまで重大な影響を及ぼす事態となった。

国立大学協会(以下国大協と称す)はその設置以来、大学入学者選抜方法の改善について、第2常置委員会を設け検討を続けてきたが、諸種の選抜方式を比較した結果、受験生に全国共通の第1次試験を課し、各大学・学部等がその性格に応じて第2次試験を行う方法が、改善の方策として論議されるようになり、昭和45年以来その具体的調査研究が実施されることになった。

改善会議による答申と入学主幹制度:また文部省では、大学入学者選抜の重要性にかんがみ、中央教育審議会とは別に大学・高等学校の関係者及び学識経験者約20名からなる「大学入学者選抜方法の改善に関する会議」(以下「改善会議」と称す)を設けて、漸次選抜方法の改善をはかってきたが、昭和45年7月以来従来の漸進的改善の成果をふまえつつ長期的展望に立った入学者選抜方法の改善について審議検討することとなった。同年12月それまでの検討結果を整理して「中間発表」として公表し、関係各方面の意見を聴取した後、昭和46年12月9日「大学入学者選抜方法の改善について」と題する最終報告を発表した。

最終報告は、「大学入学者選抜の意義、『大学入学者選抜の問題点、『大学入学者選抜の方法より成っているが、改善の方向として、「大学入学者の選抜は、出身高等学校長から提出される調査書、全国的規模で行われる共通学力検査の結果、大学が行う学力検査、実技検査、面接、小論文等の結果及び健康診断の結果を多角的に活用することによって、志願者の能力・適性を総合的に判定するという方法が最も望ましい」と結論したのである。

一方昭和45年7月の「中間報告」では、入学者選抜改善の具体的方策の一つとして、大学に おける入学者選抜事務処理体制の整備が指摘された。「中間発表」の説明は次のようなもので あった。

大学入学者選抜に関する事務は、従来から多くの大学では、主として年度後半にかかる季節的業務として取扱われている。しかし、入学者の選抜が高等学校教育から大学教育への接続のための業務であり、志願者の能力、素質等を測定評価して将来の能力の伸びを予測するという教育的機能を果たすべきものであることを考えれば、入学者選抜に関する専門的な知識を有し、かつ関係領域の学問にも造詣の深い専門職員が、常設の組織の中で継続的にその業務に携わり、選抜方法の改善および事務の合理化を図ることは教育機関としての大学の重要な任務である。

また、入学者についての追跡調査研究は、当該大学の選抜方法の改善、充実に役立つことはもとより、大学教育の効果測定にも資することができる。さらに、これらの結果を随時高等学校に還元することにより、高等学校の進路指導の参考に供することもできよう。

そして入学事務部の職務として次の4項目をあげたのである。

- ① 高等学校および社会一般に対して、大学の内容や選抜方法等を周知させるための広報活動、入学 相談等に関する事務
- ② 入学者選抜の準備および実施に関する事務

- ③ 高等学校成績,入学試験成績,大学学業成績等を通ずる追跡調査研究と妥当な選抜方法の開発研究,およびこれらに関する諸資料の収集整理に関する事務
- ④ 大学における教育評価方法,教育効果測定等に関する調査研究,およびこれらに関する諸資料の収集整理に関する事務

翌46年12月9日改善会議の最終報告が提出されたが、その大筋は中間報告と同じであった。 文部省では、改善会議の提案した入試事務局設置は種々の事情で困難のため、入学者等の追 跡調査研究を任務とする入学者選抜方法に関する研究委員会を設けようとする大学に対し、必 要な経費を支出することにより大学側の自主的改善を側面から援助することにした。42年度よ り8大学にこの委員会が発足したが、本学では昭和46年度に設置された。

その後48年度より学内の正式運営機関として入学者選抜方法研究委員会が発足し、翌49年度 学生部の中に入学主幹が新設され、従来の学生課教務係を入学試験係と改称して入学主幹の管 制下に置き、ここで入学試験業務が取り行われることになった。

共通1次試験の実施:国大協では昭和48年から51年にかけて、入試調査特別委員会、入試改善調査委員会及び各種専門委員会を設置し、共通1次試験方式について調査研究を行った。その結果国大協では昭和51年6月の総会において、「共通1次試験方式の実施は大学入試の改善に資するもの」と結論し、続いて同年11月の総会においては「国立大学入学者選抜期日の一元化」とともに、「共通1次試験の実施は昭和54年度から可能である」との結論を得、文部大臣にその実施方を要請した。国大協及び改善会議の答申どおり、入学者選抜全国共通1次テストは、昭和54年度より実施されることになった。

さてこの決定に基づいて、本学では昭和53年12月6日「54年度学生募集要項」が発表された。それによると募集人員は昨年と同じく1445人(但し54年度より法文学部の分離と工学部情報工学科増設が予定されており、その増加分は含まれていない)、2次試験は各学部次のとおりであった。

法学科 現国,外国語(英語B,ドイツ語,フランス語から1科目選択)

哲·史·文学科 小論文

教育学部 数 IB, 英語 B (実技教科のみの志願者はいずれか1科目)

理学部 数ⅡB,数Ⅲ及び理科(物理Ⅰ・Ⅱ,化学Ⅰ・Ⅱ,生物Ⅰ・Ⅱ,地学Ⅰ・Ⅱから

2 科目選択)

医学部 数 Ⅱ B, 数 Ⅲ, 物理 Ⅰ · Ⅱ, 化学 Ⅰ · Ⅱ

薬学部 医学部と同じ

工学部 数 Ⅱ B, 数 Ⅲ, 英語 B,

翌54年1月13・14の両日第1回目の全国共通1次試験が実施され、本学では2月15日に2次試験の出願をメ切ったが、一期・二期の区別がなくなったため熊大志願者は前年の約半数という減少を示した。昨年に比べ特に減少の著しいのは教育学部と工学部で、半数以下の出願者となっており、全体では前年の4.6倍から2.2倍の低い競争率となった。

学 部 定 員 応 募 者 率 昨 年 志 願 者 昨年倍率 倍 240 法 869 (57)3. 6 926 54) 5.6 (160 320 (125)2.0 223) 4.6 483 文 (390 770 (324)2.0 教 育 1,808 (935) 4.8 理 115 220 (29) 2.0 44959) 3. 9 医 120 344 27) 2. 9 622 78) 5. 2 90 204 (116) 2.3 397 268) 4.4 薬 (490 1.7 838 1,937 (工 (17) 33) 4.2 1,605 3,570 2. 2 計 (695)6,687 (1,650) 4.6

熊本大学志願者結果

(カッコ内は女子志願者数)

(3) 保健管理センター

本学学生の健康管理については大学発足以来学生部が所掌し、定期健康診断の他に日常的な保健管理として、健康相談所を開設していた。昭和29年8月、東光会館の完成と共に同館内に学生部が移転したが、これに伴って従来各学部に置かれていた健康相談所を、附属病院以外は学生部1か所にまとめ厚生課所属とした。しかしその施設・設備は極めて貧弱で、その業務も必要最小限度にとどまらざるをえず、しかも全て医学部附属病院各診療科などの協力により行われている状態であった。

他大学においても事情は同様で、各大学から学生・職員の健康保持を図るため組織機構を整備充実するよう関係機関に強く要請していたが、昭和41年になって4国立大学に初めて保健管理センターが設置され、その後各大学に逐次設置されていった。

本学においては昭和48年4月より設置されることになり、これによって健康相談所は廃止された。新たに発足した保健管理センターは学部に属さない全学的施設であり、所長の下に教官・専任講師・技術職員(看護婦)が配置され、建物は当面従来の学生部厚生課の一部が当てられた。

昭和50年12月, 手狭となっていた保健センターの新営工事が着工し,翌51年4月学生部と共同建物内に診療室,検査室,レントゲン室,治療室,休息室などを完備した保健管理センター施設が竣工した。これによって定期健康診断や日常的な保健管理業務がスムースに行われるようになった。現在専任教職員の他,医学部,附属病院各科から学校医の協力を得て,(1)定期及び臨時の健康診断,(2)随時の健康相談と応急処置,(3)健康診断結果による事情措置等健康保持増進について必要な指導,(4)学内の環境衛生及び伝染病の予防についての指導援助,(5)学内の保健計画の立案についての指導援助,(6)保健管理の充実向上のための調査研究などの業務を行っている。

3. 学 生 運 動

(1) 教養・法文自治会再建の動き

昭和45年8月に一応の収拾を見た熊大紛争は、その後学生側にいくつかの課題を残したのであるが、その一つが自治会再建問題であった。本学では大学発足後、教育・法文・医・薬の各学部で自治会が組織されたが、その後教育・法文では自然消滅となっていたからである。

紛争を契機として教養、法文、教育の3学部で自治会創設の動きが出はじめ、47年末には学生大会が開かれるなど動きが活発化してきた。その後学生側から各学部に対して自治会創設の要求が提出され、大学側と交渉を続けていたが48年末には話し合いは平行線のまま次第に両者の対立が激しくなった。特に教養部では12月1日からストライキが行われ、その間4日に大学側に公開交渉を求め、大学側が代表者による話し合いを提案したためこれを不満としてそのまま教養部長室を占拠してしまい、11日にはこれを排除しようとした教職員側と小ぜり合いが生じた。一方教育学部では3日からハンストが続いていたが、13日に学生大会が開かれることになり打ち切られた。

その後49年度に入り大学側は教養部長室を占拠した学生9人に対して戒告処分を行った。その中には2名の法文学部学生が含まれていたため、法文学部では5月24日からこの処分撤回を求めて時限ストに入り、さらに30日から長期ストライキに入って行った。一方教養部では公開交渉には応じなかったが、自治会公認問題については具体的審議を行い、統一的見解を発表した。(部局史参照) しかしこれ以後何ら進展をみず、教育法文同様、教養においても自治会問題は未解決のままである。

(2) 学寮問題

熊大には黒髪町宇留毛の学生寮、京町の女子寮、工学部内の工友寮と三つの学生寮が附設されていたが、いずれも老朽化しており、特に学生寮は昭和初年の建物が混じり、雨もりや白アリに悩まされていた。そこで女子寮・工友寮を宇留毛の学生寮内に統合して新築し直すという新寮建設計画がもち上ったが、文部省へ予算要求するには寄宿舎規則が必要なため、それまで規則を持たなかった本学では47年末より学生部と寮生との間で規則案の交渉に入った。

ところが交渉過程において入退寮選考権と経費の負担区分が問題となった。すなわち届出制を主張する寮生側と、学生部長の権限とする大学側の主張がくい違ったが、昭和48年1月大学側は大筋で届出制を認め、負担区分は折半とするとの合意案がまとまった。しかし49年1月、大学側は文部省と新寮建設を交渉するためには合意案では通らないとの理由により、先の入退寮選考権についての合意案をやめ、負担区分についても「昭和39年の文部省会計課長通達により、私的生活に関するものは寮生負担とする」との方針を明らかにした。5月14日大学側は寮生代表者に対してこの件に関する説明会を開いたが、学生側は学生部長との団交を求めて会場につめかけたため、機動隊導入という騒ぎに発展し、事件後学生1人が不法監禁と不退去罪の

容疑で逮捕された。

一方学生部委員会はこれらの状況をまとめて翌50年3月、大学側に対して「学寮問題について」と題して答申した結果、51年6月大学にとって学寮は必要であるとの結論が出され、7月14日評議会は学生部に対して、新寮設置計画案の作成を付託した。これを受けた学生部では学寮部会を設けて、寄宿舎規則を手始めに具体案の作成に入ることになった。

昭和51年10月25日,学寮部委員会と寮生代表者の第1回目の話し合いが行われた。その後1年7か月余にわたって12回の話し合いが続けられた結果,昭和53年3月27日寮生側は新寮建設計画案を了承し,大学側に対して早期建設を要望した。この時合意に達した新寄宿舎の管理運営及び移行計画は次のとおりであった。

- 3. 新寄宿舎における管理運営
 - (1) 管理運営の基本方針

新寄宿舎の新営にあたり、熊本大学寄宿舎規則及び熊本大学寄宿舎運営委員会規則を制定し、 これに基づき管理運営を行う。

(2) 入居者の選考及び許可

従来は、入寮希望者について学生部委員会の議を経て、学生部長が選考のうえ入寮を許可していたが新寄宿舎の新営後は新たに制定する入居者選考基準に基づき、寄宿舎運営委員会の議を経て学生部長が選考のうえ入居を許可する。

(3) 経費の負担区分

経費の負担区分は、従来からの慣行もあってかならずしも「学寮における経費の負担区分について」(昭和39年2月18日付け文大生第162号通達)どおりは実施されていなかったが、寄宿舎の新営後は経費の負担区分を明確にするため、当該通達に基づく負担区分を寄宿舎規則に規定しこれにより実施する。

なお、負担区分については、大学負担と入居者負担とを明確にするための付帯設備を行う。

- 4. 新寄宿舎への移行計画
 - (1) 在寮生の新寄宿舎への移行について

旧寮在寮生の新寄宿舎への移行については、新たに入居願を提出させ入居を許可する。

- (2) 寮生の移行ならびに建物の閉鎖(解体)計画について
 - ① 第1・3・5 寮棟は、予算の見とおしがついた時点で閉鎖(解体)し、在寮生は第2・4・6 寮棟に移す。
 - ② 第2・4・6 寮棟の在寮生のうち100人及び女子寮生は、1年度建築工事の竣工後 ただちに新寄宿舎(男子棟100人、女子棟80人収容)に移す。
 - ③ 第2・6 寮棟、女子寮、事務室及び浴場は、1年度建築工事竣工後在寮生を新寄宿舎へ移動 させた後に閉鎖(解体)する。
 - ④ 第4 寮棟, 工友寮及び食堂は, 2 年度建築工事竣工後在寮生を新寄宿舎へ移動させた後に閉鎖(解体)する。
- (3) 新規入居者の入居について

新寄宿舎収容定員280人(男子200人、女子80人)中在寮生が入居した後の空室については、新 入学生から公募し速やかに入居者の選考基準に基づき入居者を決定する。

5. 新営に伴う措置

(1) 旧寮への新規入寮措置について

新寄宿舎建築中は、新寄宿舎入居定員の範囲内で入居者を決定する。

(2) 寮務係の人員配置について

現在, 寮の業務は定員内職員(事務官2, 栄養土1, 調理土4) 定員外職員(事務補佐員1, 臨時用務員2)及び寮生雇(炊婦2)計12名で行っている。

新寄宿舎においては、寄宿舎に関する業務を処理するため 寮 務 係 に 4 名(事務官 2 , 用務員 2)を配置する計画である。

なお、新寄宿舎の建設に伴い寮食堂は廃止するため、寮食堂に勤務している職員については学生部の他係及び他部局等への配置換えを計画し、寮生雇の炊婦2名については他職場への就職斡旋を配慮する。

(3) 文化財の保護について

新寄宿舎予定地は,周知埋蔵文化財包蔵地のため,県・市教育委員会と打合せのうえ諸手続き を完了し発掘の承認を得ている。

6 その他

- (1) 大学は、この寄宿舎新営計画の内容について変更及び問題が生じた場合は速やかに文部省と協議する。
- (2) 新寄宿舎への移行処置及び経費の負担区分の実施状況については、逐次文部省へ報告する。

これによって昭和47年新寮建設案がもち上がってから6年目に、やっと学寮の移転総合新築問題は解決し、同53年9月1日「熊大寄宿舎規則」が制定され、翌54年度より寄宿舎新営工事が開始されることになった。

(3) 学生会館問題

紛争後、大学側は生協に対して学生会館の明け渡しを要求して熊本地裁に提訴し、生協が退去するまで学生会館の整備は行わないことにした。この間学生の憩いの場である学生会館は荒れ放題で、学生サークルの集会利用はおろか喫茶店も廃止され、次第に学生や大学内部から学生会館の利用をめぐって批判が起こっていた。本来学生会館は学生からの届け出があれば各種サークルの集会に利用できるようになっていたが、紛争以来いくつかの部屋は一部学生に占拠された形となり、一般学生の利用が減ったのであった。

そこで大学側は昭和47年度より、各サークル学生代表と今後の学生会館利用について再検討を行うこととなり、6月5日に初会合が開かれた。学生側からは管理運営権を学生に移譲せよとの提案が出されたが、大学側はこれを拒否し、これを機会に学生会館を整備し正常な運営にもどすことを主張した。その後両者の間の交渉が続けられたが、対立したまま進展をみなかった。

昭和51年3月29日,45年12月の提訴以来6年目にして生協裁判の判決が下り、大学側の生協立退き要求は却下された。これをうけて生協側は直ちに大学側との交渉再開を申し入れたが、大学側はこの判決を不満として4月12日福岡高裁に控訴し、事態はさらに長びく様相を示した。

しかし大学側は昭和53年8月、学生会館の補修工事に取りかかり、若干のトラブルがあったが現在では一応管理運営の正常化が達せられている。

4. 学生の動態

(1) 学生意識

熊大教育委員会は教育研究にふさわしい環境や制度を整備するための基礎資料として,昭和 52年度より一年次学生に対してアンケート調査を実施することになった。いま53年度の調査を 見ながら最近の学生意識をうかがいおくことにする。本学入学を果して、いま考えていること の項で、「現在の学部・学科・課程・専攻 を 選んだことについて」の満足度を問う。それに対 して約6割以上は満足しているが、2割程度は不満を訴えている。「大学生として目指すこと」 を問う項目では、「よい友人を作る」「教養を深め豊かな人間に」「専門的知識をつける」の項 目が高い比率を示している。「サークル等の団体に所属している者」65%の内、体育系が50% 以上,次いで芸術系25%の順となっている。また「本学の教育環境」をどう感じているかとの 問いには、「沈滯ムード」という答が共に1位ながら、パーセンテージでは、第1回と第2回 との間にかなりの差があり $(48\% \rightarrow 34\%)$, また「学問的雰囲気」,「学問の府」という答は10%から20%に増えている。「本学に入学して高校と著しく異なると感じた事柄」の有無を問い、 「ある」と答えた者の中から,その具体例 を 第1回のものについて若干挙げておくと,色々な 意味で「自由である」という意見が圧倒的多数であるが、そのことから「時間的余裕」を喜ぶ 反面,「緊張感の欠如」,「真剣な態度の不足」を嘆く声, 自省する声が続き, さらに「自主 性、積極性の必要」を痛感する。そしてまた、「教官との接触の少 な さ」、「クラスのまとまり のなさ」、「学生に活気のなさ」、「講義のつまらなさ」、「大学と学生との対立」を指摘するな ど、大方の意見は学園生活に対して批判的なものであった。「施設や制度ある いは 催 しの 中 で、特に関心や期待の大きいもの」を問うている項目では、1・2回とも図書館が第1位を占 めているが、「奨学金」、「授業料減免」など経済面への関心の深さと並んで、「外国留学」の数 値の高さが注目される。「卒業後の進路」について問うているが,これは,それぞれの 入 学し た学部が、卒業後の進路にほとんどストレートにつながるものであることを示した結果が出て いる。ただ,大学院進学者が第1回は9.5%,第2回は12.0%と,共に順位は3位を占めた ことを書き添えておく。これからの学生生活で「心配・悩み」があるかどうかの間には、「心 配があって悩んでいる」約 20 %,「多少あるがそんなに問題ではない」が約 70 %と なってい る。「心配・悩みの内容」では、「卒業後の就職」「勉強のこと」「単位のとり方」「対人関係」 が上位を占めている。相談相手としては学友約30%,親兄弟約20%となっている。「学内に何 時でも気軽に相談に行けるような施設(例えば学生相談)があれば利用したいと思うか」の問 には、約半数の学生が「気軽に相談に行ける施設」を望んでいる。「学費の出所」は、全額家 庭からというのが約5割で、多くをアルバイトに頼る者は5~10%である。

(2) 学生の国際交流

外国人留学生制度には、(1)日本政府奨学金による国費留学生と、(2)私費による留学生があり、 前者は昭和29年度に設けられた。

本学では当初私費による留学生が若干在学していたが、昭和30年代後半から国費による留学生も増加してきたため、昭和38年度に留学生全般に適用される「熊本大学外国人留学生規定」が、翌39年度には「熊本大学外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する規則」が制定され、制度上の整備が行なわれた。その後昭和51年度には、受け入れ大学からの推薦により国費外国人留学生を採用する方式が認められ、国際交流を行っている大学から学生を受け入れる道が開かれた。

これまで本学への留学生は台湾、マレーシア、ベトナムなど東南アジア、及びブラジル、コロンビア、メキシコ、ペルーなど南アメリカからが主であったが、特に学部留学生はその大部分が東南アジアからの留学生である。なお昭和55年度からは、中華人民共和国派遣の留学生も本学において学ぶことになっている。

なおこれらの留学生とは別に、51年と52年の両年アメリカイリノイ州立大学の夏期研修を熊 大で受け入れ、学生部長を委員長とするイリノイ州立大学夏期研修実施委員会の手によって我 国の歴史・社会・文化などに関するセミナーを実施した。しかし、諸般の事情でイリノイ大学 との長期的交流プランの実現にはいたらなかった。

一方昭和47年度に設けられた「学生国際交流制度」,及び48年度に設けられた「教員養成大学・学部学生海外派遣制度」により,学生は休学することなく国費で海外の大学に学ぶことができるようになった。この両制度により本学においても留学生を受け入れるばかりでなく,学生を海外に派遣することが可能になり,昭和52年にはじめて2名の学生をアメリカのイリノイ州立大学へ派遣することになった。翌53年にはオーストラリアのニューキャッスル大学に1名の学生を派遣した。

(3) 課外活動

昭和47年4月、従来学生部が運用していた課外活動費徴集が中止され、新たに父兄組織による課外活動助成会が発足した。この会は課外活動の振興に寄与するため、新入生の父兄が醵出した寄付金でもって運営され、文化部、体育会等の全学的団体からの要望に対し、予算を編成し必要な援助を行うものであった。しかし、その後学生部と文化部会との摩擦もあり、その運営にも種々問題が生じた。

そこで学生部委員会では課外活動助成のあり方を根本的に再検討した結果昭和50年10月「学生は自己の判断と責任において行動すべきであり、学生の団体も団体の責任において行動し、資金の調達やスポーツ災害などについても学生自身が自ら解決すべきである」との結論を出し、助成会長に申し入れた。

この申し入れを受けた課外活動助成会は、昭和51年度より寄付金募集を見あわせたので、実

質的に解散となった。

現在本学には課外活動の学生団体として体育系サークルを統轄した体育会があり、他に医学 部学友会と文化系各サークルがある。

大学発足以来、大学側は課外活動育成のため、いろいろな方策を進めてきた。この間体育会 との間には十分意志疎通が行われてきたが、これに対し文化部会は完全自主運営を唱え、大学 側の関与を拒否したため、双方の関係はとだえたままになっていた。

しかし50年12月25日,文化系サークル学生代表より学生部長に宛てて,文化部会が再建された旨の文書が提出された。これに対し現在折衝中であるが,いまだ未公認の状態である。

昭和26年当時4サークルであった文化部は、大学の大衆化と共に様々のサークルが誕生し、現在では22のサークルと同好会に増えている。文化系サークルは大学の内外において、発表会および演奏会、その他ボランティア活動を続けており、近年は落語研究会など日本の古典芸術を中心とする異色の同好会も生れている。

一方体育系サークルは、現在36を数え加入者数1328名(女子313)で、全体の学 生 の23.2% が参加している。

(4) 課外活動施設

新体育館・プールの建設:熊大では発足以来、旧五高施設であった体育館とプールを全学の 授業と課外活動に使用してきたが、昭和43年度国立学校施設整備の一環として、新しく体育館 と武道場が建設されることになり、9月より基本設計が始められ、11月に着工となった。

44年3月, 黒髪地区西端運動場南側に完成した新体育館は、(1)大体育室、小体育室、武道場の三つが機能的に分離した形をとりながらも共通部分を中心として有機的につながっていること,(2)充分な採光と換気,(3)上下足分離を基本として設計されている。大体育室(40m×33m)はバスケットコートの場合公式2面, バレーコートの場合公式2面, 練習用3面, バドミントンコートの場合は8面がとれるようになっている。武道場は小体育室1階に112畳敷の柔道場と、ほぼ同じ広さの剣道場が設けられている。

続いて45年度には旧五高プールから40m程西側の旧外人宿舎跡に新プールが建設されることになった。新プールは広々としたプールサイドと循環浄化装置を持つ50m8コースの設計となっている。46年3月に完成し、これによって昭和初めから愛用されてきた五高プールは取り壊しとなった。

一方,武夫原運動場の拡張整備も昭和45年度より始められ、45年度まず一部を拡張した後、46年度より3か年計画で陸上競技場、サッカー場、ラグビー場の順で整備され、49年4月より総合運動場として武夫原の様相は一新された。

大江総合運動場:しかし野球場などの施設については武夫原では狭く,運動場適地が市内に 求められていたところ,大江町にあった旧熊本電波高等専門学校跡地41,226m²が昭和49年度 より本学に移管されることになった。

大学側では名称を大江総合運動場とし、とりあえず武道場(尚武館)、体育館、野球場を整

備して学生に使用させていたが、51年度より5か年計画をもって野球場の拡張、テニスコート 8面、洋弓場、合宿研修施設を新築し、本格的な整備にかかることになった。

昭和51年度より実施されていた大江総合運動場整備3か年計画の第1期工事として、野球場の拡張整備が行われ、両翼90m、中央110mの野球場が、52年3月末完成した。52年度より第2期工事として庭球コート8面の建設が進められ、53年3月に完成した。

集会場:「知命堂」の呼び名で親しまれて来た学生集会場は、明治21年第五高等学校の 教職員及び学生の会議または懇親のために建設されたものであり、それから約85年経った昭和49年9月1日以降、建物の老朽化がひどく屋根裏などがひどい蟻害を被っていることから、危険物建物に指定され、その使用を禁止された。

その後51年度にこの集会場は取壊され、その代替施設として旧食堂を改装して移築が行われた。

(5) 学 園 祭

本学における学園祭は昭和43年学園紛争が起るまで、11月1日の開学記念日に「熊大祭」として学生による各種の催しが行われていた。しかし紛争によってこの熊大祭は中止となったため、翌44年、学生側は恒例である学園祭に代えて「黒髪祭」を12月5日から7日まで開催したい旨、大学側に申し入れた。これに対し評議会は11月21日検討を加えた結果、(1)ほぼ従来の学園祭と同様のものであること、(2)全学生が参加できるものであること、を条件として黒髪祭の開催を許可した。ところがその後大学側は、熊大祭実行委員会の構成団体の中に大学が認めていない教養部自治会、文化部会、生協などが入っていたため正式に大学の行事として認めないまま、10年近くが経過した。この間学生側は毎年黒髪祭を開催し、大学側に対して正式なものとして認めるよう要求を続けていた。

これに対して大学側も昭和52年12月、今後は大学としてふさわしい学園祭となるよう指導強化に努力するという方針を決定し、翌53年度より学生部委員会課外活動部会と学生側の間において折衝が行われた。その結果、昭和53年度は11月1日から4日まで(ただし11月2日は全学統一的に休講とする)黒髪祭が開催されることになり、熊大闘争10年間の歴史を再現するパネル展や、各サークル毎のバザーが黒髪キャンパス内で行われた。

なお大学側はこの学園祭の名称を「大学祭」とすることにし、将来は医学部及び薬学部をも 含めた全学的な行事として制度化する方針である。

(6) 就職状況

昭和53年度における本学卒業生の就職状況は次頁のとおりである。医学部の95.5%を最高に、教育学部93.1%,工学部75.2%,法文学部69.9%,薬学部58.1%,理学部51.5%と続いている。このうち薬・理の2学部ではそれぞれ20.4%,21.4%の大学院進学者が別に存在している。

業種別では、医、薬、教の3学部において専門職固定が見られるのに対し、同じ技術系でも 工学部ではかなりのバラッキが出ている。また法文、理の2学部では文系、理系のちがいはあ

第6章 1970年代の熊大

昭和53年度卒業生の就職状況

(昭和54年3月31日現在)

	学部	名	法 文	教 育	理学	医 学	薬 学	工学	計
卒	業	生	274	338	99	112	98	417	1, 338
進	学	者	17	1	21	5	20	76	140
就	職	者	191	315	51	. 107	57	314	1,035
(就職先産業別)									
農		業						2	2
林海	業・水 産 養 殖	業							
鉱	木 水 连 没 旭	業						9	9
建	設	業	5	1	8			82	96
	食料	品	3		4			3	10
製	繊 維 工	業							
	印化学工	刷業	2		4		11	7	24
	石油・石炭物		2		7		**	4	6
7/4-	鉄	鋼						3	3
造	非鉄金	属						1	1
	金属製一般機械器	品	1					28	29
	電気機械器		3		2			52	57
業	輸送用機械器		3					8	11
	精密機械器		3		1			4	8
	その	他	1	1				35	36
卸小	商事・貿	易。	2 7	1	2			1	4
売売	百貨店・スー			1	1		 	1	10
金保	録 信用金庫・信用:	行 組合	16	1					17
融険	保 険	業	13						13
証	券 · 商 品 取	引							
不	動 産	業	3					_	3
運電	輸 気・ガ ス・水	業	2	1				5 8	8
マコ	新聞・出	版	<u> </u>					<u> </u>	
スミ	テレビ・ラジ		6	2	1			2	11
広	告· 観光	業							
医	療保健	業	0.5	7	10	107	43	7	164
教非	営 利 的 団	員 体	25	296 1	12		3	4	340 1
公公	共企業体	等	10	1				6	17
公	国家公務	員	17		3			4	24
務	地方公務	員	48	2				33	83
上	記以外のも	の	19	2	13			6	40
合		†	191	315	51	107	57	314	1,035

るが、かなり幅広い分野に就職していることがうかがえる。

第6節 医療短大の創設と法・文分離

1. 医療技術短期大学部 (医療短大)

本学における医学部附属の医療技術関係各種学校としては、前述のとおり看護学校、診療放射線技師学校及び臨床検査技師学校の3校が附設されていたが、施設設備は戦災焼け残りの旧校舎か、戦後発足直後の急造建築を利用しており、しかも各校は散在したまま教育を行うという状態であった。これら学校の将来計画として医療短大として統合する案は、関係者の間で早くから持たれていたが、昭和40年前半ごろ全国の若干の大学において医療短大を併設する動きが見られるようになった時、本学においてはまだ学内問題として具体的計画案が提出されるまでには至っていなかった。

しかし附属病院の新築計画の上からも散在する附属学校を1か所に集めて統合整備する必要にせまられ、実習などの点から附属病院の近くに用地が探されることとなった。そこで着目されたのが体質医学研究所の南に隣接する自治病院の敷地であった。熊本県及び自治病院との交渉の結果、大学敷地に隣接し、しかも本学と関係の深いこの敷地が、各種学校新営のための土地及び運動場用地として買収されることになり、昭和45年11月土地所有権移転登記が完了した。

その後しばらくの間は、学園紛争の影響や日本経済の動向によって医療短大設置の動きが見られなくなったが、昭和40年代末になると再び学内においてこの動きが活発になった。すなわち、昭和49年4月医療技術短大設置準備委員会が組織され、昭和50年度概算要求を目指して活動が開始された。

ところが昭和50年度の政府予算においては医療短大設置が見送られたため、本学では51年度 実現を目指して再申請を行うことになったが、文部省の学科縮小の指示により50年9月に提出 された設置計画書は看護学科のみであった。その後文部省より51年4月になって、もう1学科 設置する場合衛生技術学科にするか、診療放射線技術学科にするかとの問い合わせがあり、設 置準備委員会で検討した結果、衛生技術学科とすることが決定された。

一方51年2月医療技術短大創設準備室の予定者が決定され、同年5月10日創設準備室長と事務長の発令があり、事務局2階に事務室が開設された。7月30日、看護・衛生技術両学科の本審査書類が提出され、先に確保されていた自治病院跡地において医療短大第1期新営工事の地鎮祭が行われる運びとなった。

かくして本学における準備が進行する中で、昭和51年10月1日医療技術短期大学部の設置が 正式に認可され、看護・衛生技術の2学科がまず発足することとなった。翌52年3月建築中で あった第1期新営工事が完成し、4月11日第1回入学式が熊大入学式と合同で行われた。発足時の教官は教授6,助教授2,講師3の合計11名の陣容であり、事務部は事務長、係長3、係員2の合計6人であった。翌昭和53年、診療放射線技術学科の増設が認められ、短大設置の当初計画がようやく実現した。同年3月第2期新築工事が、続いて54年3月第3期工事が完成し、施設と環境整備もほぼ完了した。

さて新設された医療技術短期大学部は「近年における医学の進歩と医療概念の拡大及びその 多様化に対処しうる看護,診療放射線及び臨床検査の近代的医療技術について教授研究し,国 民の保健衛生及び医療社会に寄与しうる者を育成する」ことを目的としており,修業年限3年 で,一般教育科目,外国語科目,保健体育科目,専門科目について,国家試験受験資格を得る ために必要な授業科目が開講されている。入学定員は看護学科80人,診療放射線技術学科,衛 生技術学科がそれぞれ40人ずつとなっている。

2. 法·文分離

法文学部の法学部,文学部への分離独立は学部発足以来の構想であり,そのためには何よりも学科組織の充実が計られなければならなかった。しかし発足直後は学部施設・設備の充実に追われていたため、学科組織の整備に着手されたのは昭和29年頃からであった。それは不十分のまま発足した法学科の組織充実を計ることから始められ、10年余りの後の昭和42年には発足期の2倍を越える組織陣容が整えられた。

その頃法文学部では将来構想として,(1)法・文分離,(2)大学院設置,(3)教養部独立の3項目があげられ,この順序での実現が期されていた。しかし実施の過程においてはこの順序が逆になり,昭和39年まず教養部が官制化されて独立し、次いで昭和47年に大学院(修士課程)が設置され、最後に残された課題が法・文の分離問題であった。

この間昭和44・45年にかけて全国的に大学紛争が巻き起こり、各方面において従来の大学のあり方に対して根本的な改革が問われるようになり、文部省はじめ各大学においても様々な改革案が提出されるようになった。このような状況の中で昭和47年本学部の大学院が設置され、教育研究体制が強化されるとともに、法文分離のための条件も整って行った。

学内において法文分離問題が再び本格的に審議されるようになったのは、昭和48年の後半からであった。当時文部省の方針としては、社会的需要の高い社会科学系の学部の新設は認めるが、法学部や文学部の新設は認めないとされていた。そのため「法学部」にかえて「社会科学部」とする案が提出されたが、法学科ではあくまで「法学部」とする意見が強く、文科についても「文学部」として設置要求することになった。その後、法学部と文学部の規模をそれぞれ30講座、25講座とすることは決まったが、各学科においてその細目を検討する段階で難行し、各学部の構想は昭和51年に入ってもまとまらなかった。そこで法学科では改めて小委員会を組織し分離独立問題について具体案作成に取り組み、51年11月に「法学部組織案」をまとめ上げ

たが、文科の方では各学科間の話し合いが進捗せず、昭和52年度概算要求には「学部長私案」が提出されることになった。昭和52年、これまでの分離構想に代ってはじめて具体的な分離案が概算要求された。

昭和52年9月、松本学部長にかわって鎌田浩教授が学部長に就任した。鎌田学部長は早速文部省と折衝し、法文分離の可能性のあることを確認し、両学部は組織案の再検討に入ることになった。すなわちそれまでの膨大な組織案を両学部の実状にそったものに修正することになり、文学部では従来の哲・史・文に新しい1学科を新設する案が、法学部では当初考えられていた社会科学諸分野との関連ある構想に代って純法学部的な案が、第2次案としてまとめられた。しかし同年12月に提出されたこの案は、さらに縮小を指摘され、翌53年2月にやっと第3次案としてまとめられた。昭和53年5月、この3次案が概算要求としてまとめられ、文部省と最後の折衝が行われた結果、同年8月法文学部分離がほぼ学部の要求どおり文部省において本決りとなった。

学部では翌54年に入ると直ちに新学部発足に向けての諸準備が開始され、同年3月15日初代 法学部長に鎌田浩教授が、同16日初代文学部長に松垣裕教授が選出された。かくして法文学部 は昭和54年4月をもって、文学部及び法学部に分離独立したが、この法・文分離は学部発足以 来30年目にしてやっと実現したものであった。

創設された文学部の講座組織は4学科23講座,学生定員160名であり,従来の哲・史・文の3学科に加えて,「地域科学科」が新設された。この地域科学科は他大学には見られないユニークな学科となっている。

一方法学部は、公法、民事法、社会法、基礎法学、政治学、経済学の6大講座、学生定員は240名となっている。学生は2年次より法曹コース、行政政治コース、労働福祉コース、産業管理コース、国際関係コースのいずれかに所属し、卒業時の進路希望に合わせた選択を行うことが出来るようになっている。

さてこの法文学部の分離は教員組織及び学生の所属のみについて行われたものであり、管理 部については未分離のままとなった。従って施設面についても従来の建物を拡張新築して両学 部で共有することになった。